

巡視船いず他 2 船型の臨時旅客搭載時復原性能検討書作成についての公募

令和 6 年 1 月 1 2 日

海上保安庁総務部

危機管理官 江原 千晶

次のとおり、参加者を公募する。

1. 公募の概要

本案件は、「巡視船いず他 2 船型の臨時旅客搭載時復原性能検討書作成」について、臨時旅客搭載時復原性能検討書の作成を希望する事業者を公募するものです。参加を希望する者は、技術審査基準に従って申請書を提出して下さい。

技術審査基準等必要な資料は下記 6. の問い合わせ先で配布いたします。(同資料は申請書を提出後に回収します。)

2. 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。
- (4) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (5) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (6) 当庁大型巡視船の建造実績があること。

3. 応募要領

- (1) 当庁の要求する臨時旅客搭載時復原性能検討書が作成できることを確認するため、技術審査基準に求める資料(技術審査に合格した者であって、有効な合格通知書を有する者は、その写しを提出することでこれに代えることができる)を提出すること。
- (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。
- (3) 守秘義務を履行できる体制が整っていることを確認するため、以下の資料を提出すること。
 - ① 誓約書(別紙 1)
 - ② 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙 2 参照)

4. 案件の概要等

(1) 案件の内容

臨時旅客搭載時復原性能検討書作成

(2) 案件の概要

巡視船いず他 2 船型の臨時旅客搭載時復原性能検討書を作成するものである。

(3) 履行期限等

令和 6 年 3 月 2 9 日

5. 資料配布期間及び申込受付期間

令和 6 年 1 月 1 2 日から令和 6 年 1 月 1 9 日 1 7 時まで

6. 問い合わせ先及び審査資料の提出場所

東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3

海上保安庁総務部危機管理官 (担当: 米山)

電話 (03) 3591-6361 内線 3410

7. 見積合わせ予定日

令和 6 年 2 月 1 日 (木)

8. その他

(1) 合否の決定

令和 6 年 1 月 2 4 日までに文書により通知する。

- (2) 当該調達は、「予算決算及び会計令第 9 9 条第 1 号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達であるため、本仕様書は、この公募により応募した者のうち、海上保安庁総務部危機管理官の同意を得た者にのみ配布する。

誓約書

貴庁からご案内いただきました「巡視船いず他 2 船型の臨時旅客搭載時復原性能検討書作成」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

- 1 「秘密の保全に関する措置」について
 - (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
 - (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
 - (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
 - (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
 - (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
 - (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。
- 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について
 - (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
 - (2) 海上保安庁総務部危機管理官（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
 - (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要がある場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。

また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
 - (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。

なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
 - (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁総務部危機管理官 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

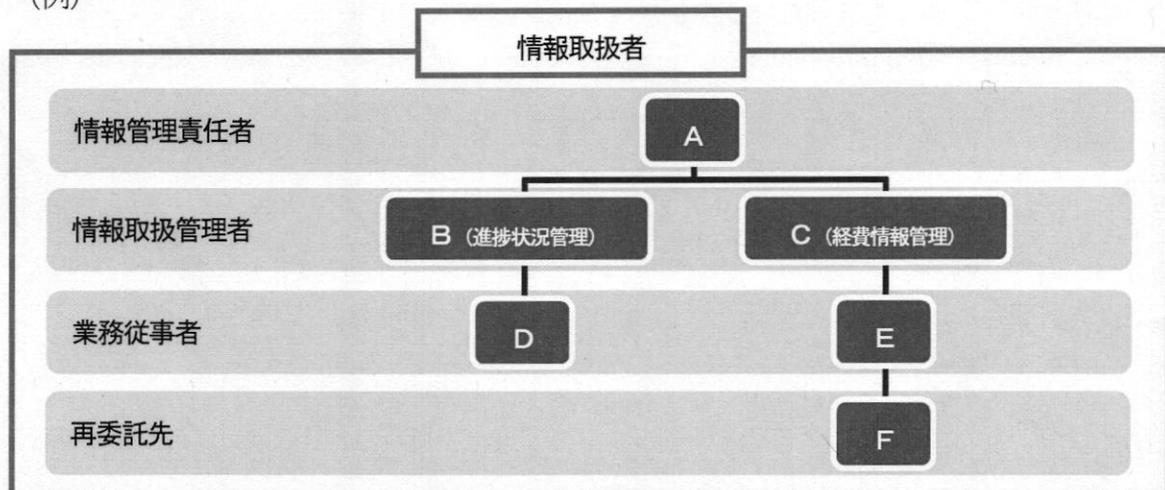
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。